

# レインフォレスト・アライアンス 方針

移行期間中のレインフォレスト・アライアンス  
認証数量不足に対応するための対策

第1版  
2022年3月



**RAINFOREST  
ALLIANCE**



レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために、社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

### 翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、公式の英語版を参照してください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

### 詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、[www.rainforest-alliance.org](http://www.rainforest-alliance.org)、にアクセスするか、[info@ra.org](mailto:info@ra.org) または、レインフォレスト・アライアンスのアムステルダム事務所（住所：De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands）までお問い合わせください。

資料名		資料コード	版	言語
移行期間中のレインフォレスト・アライアンス認証数量の不足に対応するための対策に関する方針		SA-P-GA-18	V1	JP
初版日	改訂日	有効開始日	失効日	
2022年3月28日	-	即時	2022年12月31日	
開発者		承認者		
基準および保証部		基準および保証部ディレクター		
リンク先				
<ul style="list-style-type: none"><li>SA-P-GA-11 不適合（NC）の遠隔解消に関する方針</li><li>SA-P-GA-8 移行期の審査における認証・審査規則の変更に関する方針</li><li>SA-R-GA-2 レインフォレスト・アライアンス移行規則</li></ul>				
差し替え				
-				
該当者				
レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムに移行する UTZ およびレインフォレスト・アライアンス 2017 認証プログラムの認証保有者				
国/地域				
すべての国				
農作物		認証の種類		
すべての農作物		農場認証		

方針には拘束力があります。方針は、該当する当事者に関連する規則または要件を補完および/またはそれらに優先します。

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前の同意なしに、複製、変更、配布、または再発行を含む、このコンテンツの使用は、固く禁じられています。



## 移行期間中のレインフォレスト・アライアンス認証数量の不足に対応するための対策

- 1) 一部の国では、認証保有者の移行審査完了が遅れています。その結果、レインフォレスト・アライアンス認証製品の入手可能数量に大きな制約が生じることになります。このような場合、レインフォレスト・アライアンスは、農場認証保有者が最初の移行認証を取得するための手続きを完了するまでの間、認証数量を取引できるよう、新規収穫量の一定割合の事前承認に関する要請を検討します。
- 2) 次の農場認証保有者は、3ヶ月の有効期限付きで、現在の収穫予定量の50%まで、事前承認を要請することができます。
  - a) 現在、UTZまたはレインフォレスト・アライアンス2017認証プログラムによる認証を受けている。
  - b) 該当作物に関し要件で定められている収穫期間枠中（収穫期の正式な開始の3か月前から3か月後までと定義される）に審査を行なわなかったが、2020認証プログラムに移行する予定である。
  - c) レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムへの登録を完了している。これには以下が含まれる。
    - i. 認証範囲の定義。
    - ii. RACPでの自己査定の提出。
    - iii. 団体構成員登録内容の提出（生産者団体用）。
    - iv. ポリゴンデータの提出（個別農場用）。
  - d) 最初の移行審査を受け、移行認証を取得するために不適合を解消する過程にある。
  - e) トレーサビリティ、プレミアム支払い、禁止農薬の使用、森林伐採、または児童労働の未是正の事例に関連する未解決の不適合がない。
- 3) レインフォレスト・アライアンスは、認証保有者が3ヶ月以内に不適合を解消し移行認証を取得しない場合、事前承認された数量をキャンセルする権利を留保します。
- 4) 上記の第2項に規定された条件の下で数量の事前承認を申請することを希望する農場認証保有者は、移行審査を完了するまでの時間を確保するために、2cに規定されたすべての必要資料とともに要請を認証機関（CB）に送付するものとします。
- 5) CBは、認証保有者のRA-ID番号を明記し、必要な資料を添付して、要請をレインフォレスト・アライアンスの電子メールアドレス [cbcert@ra.org](mailto:cbcert@ra.org) に送信します。
- 6) レインフォレスト・アライアンスは、リスクを徹底的に評価した上で、ケース毎に数量を事前承認します。
- 7) レインフォレスト・アライアンスは、RACPを通じて、直接、数量を事前承認します。
- 8) 事前承認された数量は、移行認証が発行されると、移行認証で承認された合計数量に組み込まれます。事前承認数量は、年間認証数量に追加されるものではありません。
- 9) 2回目の移行審査を行うCHには、数量の事前承認は付与されません。